

令和7年度

海上保安学校門司分校
(研修生寮)
空調設備更新

【 仕様書 】

海上保安学校

工 事 概 要

1	工事名	海上保安学校門司分校（研修生寮）空調設備更新	
2	工事場所	福岡県北九州市門司区白野江 3-3-1	
3	工期	契約の翌日から令和8年3月27日	
4	工事目的	空調設備の更新	
5	工事内容	機械設備更新工事	
		空調設備	1 式 在来空調撤去のうえ、機器調達、設置 (内外機器間結線、冷媒管は流用)
		集中管理装置	1 式
6	管理事務所	事務所名	海上保安学校門司分校総務課
		所 在 地	福岡県北九州市門司区
		電 話	0773-62-3520
7	注意事項	(1) 本工事は海上保安学校門司分校の運営と並行して実施することから、仮設材、養生、資材により学校運営への障害とならないように配慮する。 (2) 工事、工程等から電源断等、学校運営に障害を与えるおそれがある作業を行う場合は事前に監督職員、管理事務所と協議し承諾を受ける。 (3) 工事の施工は、監督職員と十分に連絡を取りながら実施する。 (4) 工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合、受注者の身の判断によらず、監督職員と協議のうえ対応を決定する。	

機械設備工事標準仕様書（改修）

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 適用

- (1)本章は、海上保安学校建築物等の改修及び修繕（以下「改修」という。）に係る機械設備工事に適用する。
- (2)改修標準仕様書に規定されている事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行する。
- (3)全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(ア)から(オ)までの順番のとおりとし、これにより難い場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。
- (ア) 質問回答書 ((イ)から(オ)までに対するもの)
- (イ) 現場説明書
- (ウ) 特記仕様
- (エ) 図面
- (オ) 改修標準仕様書

1.1.2 用語の定義

- (1)改修標準仕様書の用語の意義は、次による。
- (ア)「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。
- (イ)「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。
- (ウ)「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (エ)「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (オ)「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (カ)「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、機器及び材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- なお、「品質管理記録」とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
- (キ)「監督職員の立会い」とは、監督職員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。
- (ク)「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (ケ)「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (コ)「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事における工法等の精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
- (サ)「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
- (シ)「特記」とは、1.1.1「適用」(3)の(ア)から(エ)までに指定された事項をいう。
- (ス)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (セ)「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (ソ)「施工図等」とは、施工図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。
- (タ)「JIS」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。
- (チ)「JAS」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格をいう。
- (ツ)「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。
- (テ)「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (ト)「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価をするために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。

- (ナ)「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。
- (ニ)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が施工上の措置を判断すべき場合においては、あらかじめ監督職員の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (ク)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合又は「ただし書」のある場合は、他の手段によることができることをいう。
- (ネ)「標準仕様書」とは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）をいう。
- (ノ)「標準図」とは、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）をいう。

1.1.3 官公署その他への届出手続等

- (1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。
- (4) 排煙設備、消火設備等の防災設備の改修を行う場合は、改修期間、改修範囲、改修内容等を事前に関係官署と協議する。
なお、機能の停止ができない場合は、監督職員と協議する。

1.1.4 工事実績情報システム（コリンズ）への登録

- (1) 工事実績情報システム（コリンズ）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。
ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日は含まない。
 - (ア) 工事受注時 契約締結後 10 日以内
 - (イ) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内
 - (ウ) 工事完成時 工事完成後 10 日以内
- (2) 登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。
なお、変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

1.1.5 書面の書式及び取扱い

- (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、「公共建築工事標準書式」によるほか、監督職員と協議する。
- (2) 改修標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール、情報共有システム(情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
なお、情報共有システムの適用及びシステム要件は、特記による。
- (3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

1.1.6 設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.1.7 関連工事等の調整

- (1) 契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督職員が行う調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

1.1.8 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。

1.1.9 工事の一時中止に係る事項

- (1) 次のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。
 - (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
 - (イ) 関連工事等の進捗が遅れた場合
 - (ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
 - (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
 - (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

1.1.10 工期の変更に係る事項等

- (1) 次のいずれかに該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告する。
 - (ア) 設計図書の訂正又は変更による場合
 - (イ) 工事の全部又は一部の施工の一時中止による場合
 - (ウ) 著しい悪天候や気象状況により作業不能日が多く発生した場合
 - (エ) 資機材、労務の需給環境の変化が生じた場合
 - (オ) 関連工事等の調整への協力による場合
 - (カ) その他受注者の責めに帰すことができない事由が生じた場合
- (2) 契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。
なお、提出にあたっては、協議に必要な資料が、(1)により報告した書面と同一の場合は、(1)の書面に代えることができる。

1.1.11 特許の出願等

- (1) 工事の施工上の必要から材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。

1.1.12 埋蔵文化財その他の物件

- (1) 工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。
その後の措置については、監督職員の指示に従う。
なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

1.1.13 関係法令等の遵守

- (1) 工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

1.1.14 遠隔臨場の実施

- (1) 遠隔臨場（動画撮影用カメラ等と Web 会議システム等により映像と音声配信し、監督職員の立会い等を行うことをいう。）の適用及び実施内容は、特記による。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

- (5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
- (6) 概成工期が特記された場合は、実施工程表等に概成工期、受電日、総合試運転調整等に要する工程を明記する。

1.2.2 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。
- (5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1.2.3 施工図等

- (1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討する。
- (3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。

1.2.4 工事の記録等

- (1) 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる様式等は、特記による。
- (2) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
- (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
- (イ) 工事の進捗により隠ぺい状態となるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
- (ウ) 一工程の施工を完了した場合
- (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (5) (2)から(4)までの記録等について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。

第3節 工事現場管理

1.3.1 施工管理

- (1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

1.3.2 電気保安技術者

- (1) 電気保安技術者は次により、配置は特記による。
- (ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- (イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
- (3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

1.3.3 施工条件

- (1) 施工日及び施工時間は、次による。

- (ア) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (2) 工事期間中、施工場所の設備機能は、原則として、停止させる。ただし、設計図書に定めのある場合又は設備機能の停止が必要ない場合で、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- なお、施工場所の設備機能の停止に伴い、非施工場所の機能が停止される場合の代替え設備は特記による。
- (3) 天井内の機器、配管、ダクト等は、天井解体後施工を行うものとする。
- なお、天井解体の条件は特記による。
- (4) 工事車両の駐車場所及び機材置場は、特記による。
- (5) 振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (6) (1)から(5)まで以外の施工条件は、特記による。

1.3.4 品質管理

- (1) 1.2.2「施工計画書」(3)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。
- (2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。
- (3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

1.3.5 施工中の安全確保

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）及び「建築工事安全施工技術指針」（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意して、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 工事の計画及び施工に当たり、施工範囲における工事管理区分を監督職員及び建物の管理者と事前打合せの上、工事に伴う事故防止や環境保全に留意し、必要な管理事項を定めてこれを行う。
- (4) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (5) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- (6) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。
- (ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
- (イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。
- (ウ) 大型機器等の搬出入において、第三者障害の防止の措置を講ずる必要がある場合は、監督職員と協議する。
- (7) 工事の調査及び施工に当たり、暗渠内、ピット内、トレンチ内、シャフト内、排水槽内等で酸素欠乏、湿気、臭気、有毒ガス、粉じん、煙等が滞留又は発生するおそれのある場合は、酸素濃度等の確認を行い、作業者に工事作業の手順及び安全措置についての指示を行うとともに、十分な換気等の措置を講ずる。
- なお、作業時は、必ず複数の作業員で行い、監視人を配置して安全確保に努める。
- (8) 工事中、バルブ等の必要箇所に「作業中」、「操作厳禁」等の表示を行い、誤操作による事故の防止に努める。

1.3.6 火気の取扱い

- (1) 建物内の火気の使用は、原則として、行わない。ただし、やむを得ず火気の使用又は作業で火花等が発生する場合は、火気の取扱い、火花等の飛散に十分注意するとともに、次に示す火災防止の措置を講ずる。
- (ア) 使用する火気に適した種類及び容量の消火器及び消火バケツを準備する。
- (イ) 火気の使用箇所付近に可燃性のものや危険性のあるものは、置かない。
- (ウ) 火気の使用箇所付近は、防災シート等による養生及び火花の飛散防止措置を講ずる。
- (エ) 作業終了後は、十分に点検を行い、異常のないことを確認する。

1.3.7 交通安全管理

- (1) 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努める。

1.3.8 災害等発生時の安全確保

- (1) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

1.3.9 施工中の環境保全等

- (1) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 3 号）を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。
- (2) 塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- (3) 工事の施工に当たり、発生材の抑制及び再資源化や廃棄物の適正処理に努める。
- (4) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

1.3.10 既存部分等への処置

- (1) 工事目的物の施工済み部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。
- (2) 既存部分の養生は、第 3 章「養生」による。
- (3) 工事施工に当たり、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに、承諾を受けて原状に準じて補修する。

1.3.11 後片付け

- (1) 作業終了時には、適切な後片付け及び清掃を行う。
- (2) 工事の完成に当たり、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

第 4 節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮

- (1) 使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。
- (2) 使用する機材は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

1.4.2 機材の品質等

- (1) 使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。
- なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。
- (2) 給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）に適合するものとする。
- (3) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書において JIS、JAS 又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JIS マーク、JAS マーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認

証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

- (4) (3)の資料は、機材の試験結果（試験成績書）のほか、製造者が有する実験値等に基づく性能表・能力計算書等の性能を証明するものとしてもよい。

なお、表 1.1.1 に示す機材の資料は、同表の試験項目に掲げる内容を含むものとする。

- (5) 工事現場施工のコンクリート工事に使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日 林野庁）に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。
- (6) 調合を要する材料は、調合表等を監督職員に提出する。
- (7) 設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。
- (8) 各編で使用する鋼材、ステンレス鋼材、アルミニウム材等の材料の呼称、規格等は、公共建築工事標準仕様書（機械設備編）第 2 編 1.1.2「材料・機材等の呼称及び規格」による。
- (9) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。

第 2 章 共通事項

2.1 停電作業

- 停電作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項に留意する。
- （ア 事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、監督職員に提出して協議する。
- （イ 緊急時等の連絡体制表を作成し、必要箇所に表示する。

2.2 活線及び活線近接作業

- 活線及び活線近接作業は、行わない。ただし、やむを得ず作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項による。
- （ア 管理体制、管理範囲、表示、保護具・防具等について作業手順書を作成し、監督職員と協議する。
- （イ 特別高圧及び高圧回路（以下「高圧回路等」という。）の作業中は、電気主任技術者、監督職員又は電気保安技術者の立会いを受ける。
- （ウ 高圧回路等に係る次の作業を行う場合は、絶縁用保護具を着用する。
- （a）高圧回路等を取扱う作業で感電するおそれがある場合
- （b）高圧回路等に接触し、感電するおそれがある場合
- （c）高圧回路等が作業者の頭上 0.3m 以内又は作業者から 0.6m 以内に接近して作業することにより、感電するおそれがある場合
- （エ 高圧活線近接作業に使用する絶縁用保護具及び絶縁用防具は、労働安全衛生法第 44 条の 2 に基づく型式検定に合格したものとする。
- （オ 低圧回路を取扱う作業において感電のおそれがある場合は、絶縁用保護具を着用し、活線作業用工具を用いる。
- （カ 低圧回路に接触することにより感電のおそれがある場合は、当該部分に絶縁用防具を装着する。ただし、絶縁用保護具を着用することにより、感電のおそれがない場合は、この限りでない。
- （キ 作業中は、活線及び活線近接作業の範囲を表示する。

- (1)引用している規格は、表 2.1.1 による。

表 2.1.1 引 用 規 格

番号	規格名称	番号	規格名称
JIS	日本産業規格	JAS	日本農林規格
SHASE-S	(公社)空気調和・衛生工学会規格	JCW	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格
JRA	(一社)日本冷凍空調工業会標準規格	AS	塩化ビニル管・継手協会規格
HA	日本暖房機器工業会規格	JEM	(一社)日本電機工業会規格
JWWA	(公社)日本水道協会規格	JCS	(一社)日本電線工業会規格
SAS	ステンレス協会規格	JV	(一社)日本バルブ工業会規格
JCDA	(一社)日本銅センター規格	JACA	(公社)日本空気清浄協会規格
WSP	日本水道鋼管協会規格	JASS	(一社)日本建築学会材料規格

JPF	日本金属継手協会規格	JSWAS	(公社)日本下水道協会規格
JFEA	(一社)日本厨房工業会規格	JXPA	架橋ポリエチレン管工業会規格

1.1.2 材料・機材等の呼称及び規格

(1) 材料・機材等の呼称及び規格は、各編によるほか、表 2.1.2 による。

表 2.1.2 材料の呼称及び規格

呼称		番号	名称	備考
鋼材	鋼板	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	熱間圧延鋼板 JIS G 3193
		JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	熱間圧延鋼板 JIS G 3193
		JIS G 3141	冷間圧延鋼板及び鋼帯	
	亜鉛鉄板	JIS G 3302	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	一般用 SGCC
	カラー亜鉛鉄板	JIS G 3312	塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	一般用 2 類 CGCC-20
	電気亜鉛鉄板	JIS G 3313	電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	
	溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	JIS G 3321	溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	
	塗装溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	JIS G 3322	塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	
	形鋼	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	熱間圧延形鋼 JIS G 3192
	棒鋼	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	熱間圧延棒鋼 JIS G 3191
軽量形鋼		JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	熱間圧延平鋼 JIS G 3194
ステンレス鋼材		JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	
ステンレス鋼材	ステンレス鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	
		JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	
	ステンレス鋼棒	JIS G 4303	ステンレス鋼棒	
	アルミニウム板	JIS H 4000	アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条	
		JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材	
アルミニウム箔		JIS H 4160	アルミニウム及びアルミニウム合金はく	

注 鋼材の備考欄に示す JIS 番号は、鋼材の「形状、寸法、質量及びその許容差」を表す。

第 2 節 機器及び機器附属盤

1.2.1 機器

(1) 銘板

(ア) 各編で指定された銘板は、製造者名、製造年月又は製造年、形式、形番、性能等を明記する。

(2) 附属品

(ア) 各編の機器の附属品で、*印がある附属品は本標準仕様書に定める機材に適合するものとし、*印のない附属品は製造者の標準仕様とする。

(3) 電源

(ア) 設計図書に機器の消費電力、最大使用電流又は電源容量（以下、消費電力等）が特記された場合は、次による。

(イ) 機器の消費電力等は、設計図書に特記された値を超えないものとする。

(ウ) 機器の消費電力等は、建築基準法、JIS、SHASE-S 等の法規又は規格に定めのある場合は、これによる。また、定めがない場合は、次による。

(a) 消費電力は、設計図書に記載された風量、水量等を出力するときの値とする。

(b) 最大使用電流は、始動電流を除き、機器運転時における最大の電流値とする。

(c) 電源容量は、最大使用電流時における電力とする。

1.2.2 機器附属盤

(1) 一般事項

(ア) 各編で指定された機器附属の盤及び特記により指定された機器附属の盤に適用する。

(イ) 機器附属の盤を設ける場合は、本項の機器を盤内に収納する。

(ウ) 図面ホルダに、単線接続図等を具備する。

(エ) ドアを閉じた状態で、充電部が露出してはならない。

なお、ドア裏面の押しボタン等感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施したものとする。ただし、電気用品安全法の適用を受ける機器の盤は除く。

(オ) 電源回路は、制御回路に電磁的な影響を与えないようにする。

(2) 表示及びブザー

(ア) 機器附属盤に設ける表示及びブザーの仕様等は、特記による。特記がなければ、次による。

(イ) 表示の光源は、原則として LED とする。

(ウ) 表示の色別は、色に対応する項目の表記があれば、製造者の標準色としてもよい。

(エ) 運転及び停止表示は、機器ごとに設ける。

(オ) 保護継電器の動作表示は、次により設ける。

(a) 保護継電器ごとに設ける。

(b) 保護継電器の作動が動作表示以外で判別できる場合は、盤の表面に一括表示としてもよい。

(カ) 運転時間積算表示は、次の実運転時間（単位 h）を表示又は印刷できるものとし、整数位 5 桁以上のものとする。

(a) ボイラーは、バーナーの実運転時間

(b) 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットは、溶液ポンプ及び冷媒ポンプの実運転時間（単体運転も含む。）

(c) (b)以外の冷凍機は、圧縮機の実運転時間

(キ) 電流表示は、機械式（延長目盛電流計（赤指針付き））又はデジタル表示とし、電動機ごと又は機器ごとに設けるものとする。

(ク) ボイラー等の表示項目及びブザーは、表 2.1.3 による。

(ケ) 空気調和機の表示項目は、表 2.1.4 とする。

なお、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機にリモートコントローラーを附属する場合は、リモートコントローラーに表示することとしてもよい。また、表示項目の表示方法は、製造者の標準仕様とする。

(3) 入力端子及び出力端子

(ア) 機器に設ける入力端子、出力端子は特記による。特記がなければ、次による。

(イ) 信号入出力条件は、標準図（信号入出力条件）による。

(ウ) ボイラー等の入力端子及び出力端子は、(MR 表 2.1.6) による。

(エ) 空気調和機の入力端子及び出力端子は、(MR 表 2.1.7) による。

(オ) 空気清浄装置の入力端子及び出力端子は、(MR 表 2.1.8) による。

(4) 過負荷及び欠相保護装置

(ア) 電動機を設ける場合は、過負荷及び欠相による過電流が生じた場合に自動的にこれを阻止し、電動機の焼損を防止できるよう、過負荷及び欠相保護装置を電動機ごとに設ける。ただし、次の場合は、装置を設けなくてもよい。

(a) 1 ユニットの装置（1 ユニットに 2 台以上の電動機がある場合）で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニット全ての電動機を停止することができる場合は、欠相保護装置を電動機ごとに設けなくてもよい。

(b) 1 ユニットの装置で電動機自体に有効な保護サーモ等の焼損防止装置がある場合には、欠相保護装置を設けなくてもよい。

(c) 出力 0.2kW 以下の誘導電動機回路及び過電流遮断器の定格電流が 15 A（配線用遮断器の場合は 20 A）以下の単相電動機回路には、過負荷及び欠相保護装置を設けなくてもよい。

(5) インバータ制御装置（可変電圧可変周波数制御装置）

(ア) インバータ制御装置を設ける場合は、次による。

- (イ) (2)及び(4)の電流表示、過負荷及び欠相保護装置は、不要とし、次の保護機能を設ける。
 - (a) 過負荷(過電流)、単相(欠相)、過電圧等の異常が発生した場合は、電動機を停止する。
 - (b) 負荷で短絡が発生した場合の自己保護機能
 - (c) ストール防止機能
- (ウ) 継電器等のコイル部には、サージ対策として、サージキラー等を設ける。
- (エ) 制御方式は、正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式とする。
- (オ) 瞬時の電圧低下に対する自動回復運転機能を備えたものとする。
- (カ) 電動機の負荷特性に合わせて加減速の時間を調整できるものとする。
- (キ) インバータ制御装置の高調波対策は、特記による。特記がなければ、次のいずれかによる。
 - (a) 「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数 $K_i=1.8$ 以下(交流側リアクトルで $K_i=1.8$ となる対策を除く)となるようにした機器
 - (b) JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第 3-2 部:限度値-高調波電流発生限度値(1 相当たりの入力電流が 20A 以下の機器)」が適用された機器
 - (c) 基本波力率が 1 であるときの入力力率が 0.94 以上のインバータ制御装置
 - (d) 基本波力率が 1 であるときの入力力率が 0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置
- (ク) 高周波ノイズ対策用として、入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。
- (6) 誘導電動機の始動方式
 - (ア) 各編に記載された機器(製造者の標準仕様のものを含む。)の 200V・400V 三相誘導電動機の始動方式は、特記による。特記がなければ表 2.1.9 による。

第3章 特記仕様書（建築改修工事/機械設備の部）

図面及び仕様書に記載のない事項は、下記による。

○「公共建築工事標準仕様書」：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

○「公共建築改修工事標準仕様書」：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

○「建築工事標準仕様書」：日本建築学会（JASS）

○仕様内の（．．）内番号は公共建築工事標準仕様書の該当項目、当該図又は表を示す。

○仕様内の〔．．〕内番号は公共建築改修工事標準仕様書を該当項目、当該図又は表を示す。

1 一般事項

- (1) 材料等
建築材料の製造所及び製品は、特記されたもの又はこれらと同等以上とする。
ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 発生材の処理
構外に搬出し、再生資源の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切処理し、監督職員に報告する。
産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行なう。
- (3) 工事実績登録
契約金額に基づき工事実績情報を登録する。
登録内容については、あらかじめ監督職員の確認を受ける。
- (4) 注意事項
本工事は、学校運営と並行して施工するため、仮設材、養生材等による校務運営への障害については未然に防止するとともに仮設計画を事前に監督職員に提出し承諾を受ける。

2 仮設工事

- (1) 工事用水
構内施設のもの「有償」にて使用することができる。
使用にあては最寄り水栓から分岐し、計量メーターを設置する。
設置、計量にあつては監督職員の立会いを受ける。
- (2) 工事用電力
別途協議とする。
- (3) 工事用道路
工事用道路（敷地内外及び資材ヤード付近）の良好なる維持管理を行い、使用後は受注者において速やかに原形に復旧すること。
- (4) 仮設足場 [2.2.1]
ア. 足場
ア) 一般事項
標準仕様書による
イ) 昇降設備
法令に従い適切に設置する
イ. 材料、撤去材の運搬方法 [表 2.2.1]
資材ヤードまでB種
- (5) 安全対策
外周手すり等なく、墜落の危険があることから、法令に従い外周に墜落防止用の設備を使用する。
- (5) 既存部分の養生 [2.3.1]
ビニールシート等による
- (6) 監督員事務所 [2.4.1]
設けない
- (7) 公衆災害の防止等
建築工事講習災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物処理推進要綱等関係規

定を順守して災害の防止に努めること。

- (8) その他
本件工事は海上保安学校門司分校の運営と並行して施工する工事となるため、工事の施工にあつては、学校運営に影響を及ぼさないように配慮すること。

3 空調設備更新

以下に従い空調装置の更新を行う。

- (1) 撤去
別図に指示する部屋の空気調和装置（ルームエアコン）延べ 60 台を撤去する。
なお、室内機室外機の接続配線、冷媒管は再使用するので、撤去の際に損傷させないように注意すること。
また、使用に耐えない再使用予定品は監督職員に報告し、その指示を受けたのち作業に当たること。
<再使用予定品>
室内機～室外機間結線
- (2) 設置
以下の指示する空調機を設置する。
一台当たりの性能、内訳は以下のとおりとし、受注者が手配すること。

空調機性能表（参考型番と同等以上（他社含む）の製品の使用は可能）

機器表（改設）					
記号	機器名	仕様		参考型番	
ACR-1	ルームエアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	2.2kw	MSZ-AXV2225E-W	三菱電機(株)製
		暖房能力	2.2kw	MSZ-AXV2225-W-IN	三菱電機(株)製
		室内機	壁掛け型	MUZ-AXV2225E	三菱電機(株)製
		送風機	（冷）545（暖）595		
ACR-2	ルームエアコン （重耐塩仕様）	室外機	圧縮機		
		送風機	（冷）1350（暖）1265		
		圧縮機	全密閉/600W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-3	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-AVX5625SE-W	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MSZ-AXV5625S-W-IN	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）	MUZ-AXV5625S	三菱電機(株)製
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-4	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-5	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-6	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-7	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-8	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-9	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-10	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-11	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-12	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-13	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-14	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-15	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-16	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-17	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-18	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-19	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-20	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-21	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-22	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-23	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-24	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-25	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-26	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-27	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-28	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-29	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-30	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-31	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-32	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-33	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-34	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-35	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-36	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-37	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-38	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-39	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-40	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-41	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-42	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-43	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-44	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-45	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-46	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-47	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-48	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-49	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-50	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-51	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-52	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-53	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-54	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-55	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-56	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-57	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-58	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-59	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-60	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-61	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-62	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-63	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-64	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-65	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-66	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		
		送風機	（冷）2040（暖）2135		
		圧縮機	全密閉/1500W		
		フィルタ	メーカー標準		
ACR-67	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	冷房能力	5.6kw	MSZ-2221ZXAS-W-IN	三菱電機(株)製
		暖房能力	6.8kw	MXZ-462AS	三菱電機(株)製
		室内機	（壁掛け型）		
		送風機	（冷）775（暖）715		
ACR-68	マルチパッケージ エアコン （重耐塩仕様）	室外機	（冷）2040（暖）2135		

4 集中管理装置

集中管理装置を更新する。

(1) 撤去

ア 既存空調の撤去に併せ、集中管理装置用インターフェイスを取り外す。

イ 当直教官室集中管理装置構成部品を撤去する

撤去した構成部品は適法に処分する。

<集中管理装置盤撤去品>

- ・集中コントローラー G-150AD 1 台
- ・拡張コントローラー PAC-YC50EC 2 台
- ・伝送線用給電ユニット PAC-SC51KU 1 台

(2) 更新

集中管理装置の更新を行う。

装置の制御は既存の集中管理装置の盤を改修する。

参考設計構成は以下のとおりとする。

なお、集中管理装置は、既存制御用インターフェイスを一部流用とて計画しているため、当該インターフェイスが機能するシステム構成とすること。

<システム構成>※同等品（他社製品含む）の採用は可能

空調冷熱総合管理システム（親機） 1 台（AE-CZJ：三菱電機製）

空調冷熱総合管理システム（拡張ユニット） 1 台（EW-CZJ：三菱電機製）

<システム>※同等品（他社製品含む）の採用は可能

集中管理制御台数 72 台（既存 12+改設 60 台）

<既存制御用インターフェイス>※既設流用

MAC-333IF：三菱電機(株)製 12 台

<新設制御用インターフェイス>※同等品（他社製品含む）の採用は可能

MAC-333IF：三菱電機(株)製 60 台

5 配管

配管は既設を流用する。

施工にあたり使用に耐えないものがある場合は監督職員に報告し、その指示を受けたのち作業当たること

(1) 冷媒管 既設流用

(2) ドレン管 既設流用

6 配線

配線は既設の流用とする。

施工にあたり使用に耐えないものがある場合は監督職員に報告し、その指示を受けたのち作業当たること

(1) 電源線 既設流用

(2) 機器間結線（室内機～室外機） 既設流用